

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月27日
【会社名】	カッパ・クリエイトホールディングス株式会社
【英訳名】	KAPPA・CREATE HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 藤尾 益雄
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
【電話番号】	048(650)5100
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 小林 元樹
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
【電話番号】	048(650)5100
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 小林 元樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 15,888,937,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	15,161,200	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成26年10月27日開催の当社取締役会決議によります。

2 本第三者割当増資は、株式会社SPCカップ(以下「SPCカップ」といいます。)が平成26年10月27日公表予定の当社普通株式を対象とする公開買付け(公開買付期間:平成26年10月28日から平成26年11月27日まで、買付価格:1,048円、買付予定数の上限:17,816,100株、買付予定数の下限:13,199,999株。以下「本公開買付け」といい、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。)の成立を条件とします。

3 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	15,161,200	7,944,468,800
	自己株式の処分	-	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	15,161,200	15,888,937,600	7,944,468,800

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は、7,944,468,800円です。

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,048	524	100	平成26年12月3日	-	平成26年12月4日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
- 3 申込みの方法は、後記申込取扱場所へ申込みものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払込むものとし、なお、割当先であるSPCカップからは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後のSPCカップの当社に対する完全希薄化ベースの持株割合( S P Cカップが所有することになる当社普通株式数を分子とし、当社発行済株式総数( 1 )から自己株式数( 2 )を控除した数に当社が発行する新株予約権の目的となる普通株式数( 3 )を加算した数を分母として算出される割合をいいます。以下、完全希薄化ベースの持株割合について同様です。)を50.50%とするために必要な数の株式(但し、100株単位未満を切り上げた数)について払込みがなされることになっております。そのため、割り当てられた株式の一部について払込みのない可能性があり、その場合には、SPCカップは、当該払込みを行わなかった株式に関して、出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を失います。なお、上記の当社発行新株式数(15,161,200株)は、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限(13,199,999株)であった場合の発行新株式数であり、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限(17,816,100株)に達した場合には、本第三者割当増資による発行新株式数は5,835,700株となる予定です。
- 「当社発行済株式総数」としては、当社が提出した第37期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成26年10月15日現在の当社発行済株式総数(46,637,300株)に本第三者割当増資によりSPCカップが所有することになる当社普通株式数を加算した数を使用いたします。
  - 「自己株式数」としては、本四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の当社の所有する自己株式数(5,835,800株)を使用いたします。以下同様です。
  - 「当社が発行する新株予約権の目的となる普通株式数」としては、当社が平成26年5月30日に提出した第36期有価証券報告書に記載された平成20年5月28日開催の定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権の平成26年8月30日時点の目的となる当社普通株式数(198,000株)を使用いたします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
カップ・クリエイトホールディングス株式会社 本社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行 大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目14番地

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
15,889	120	15,769

- (注) 1 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の内訳は登録免許税等登記関連費用、弁護士費用、ファイナンシャルアドバイザー手数料等です。
- 3 「2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件(注3)」に記載したとおり、SPCカップに割り当てられた株式の一部について払込みのない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、変動する可能性があります。上記金額は募集株式の全部について払込みがあったものとして計算した最大値であります。

### (2)【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額（億円）	支出予定時期
既存店舗の設備増強	約49	平成27年4月～平成29年3月
新規出店	約8	平成28年4月～平成29年3月
既存借入金の返済	約100	平成26年12月～平成27年3月

#### 既存店舗の設備増強

回転寿司レーン改装を主とした既存店舗の設備増強を図ります。対象となる店舗数は80店舗程度を予定しております。

#### 新規出店

本第三者割当増資の完了以降、来期にかけて新規出店の為の具体的な調査及び検討を行い、平成29年3月期より5店舗程度の新規出店を予定しております。

#### 既存借入金の返済

財務制限条項が規定されている長期借入金を中心に既存借入金の返済を予定しております。

なお、「2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件(注3)」に記載したとおり、割り当てられた株式の一部について払込みのない可能性があり、その際には差引手取概算額が減額されることになり、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限（17,816,100株）に達した場合、本第三者割当増資による払込金額の総額は6,115,813,600円になります。なお、当該払込金額の総額は、SPCカップが、当社の事業基盤の強化及び財務基盤の改善のための、今後の設備投資資金（既存店舗の設備補強のみならず新規出店のための設備投資も含まれます。）及び金融機関からの既存借入金の返済資金について、少なくとも約6,000百万円の資金需要があると判断し、当該資金需要を満たすために本公開買付けにおける買付予定数の上限を設定したことによります。

上記のとおり差引手取概算額が減額される場合は、調達額の範囲内で既存借入金の返済を行い、既存店舗の設備増強、新規出店については、優先度の高いものから、必要となる既存借入金の返済を優先しつつ、順次実施する予定です。また、当社はコロナの連結子会社となることにより、同社の取引行を中心とする銀行から設備投資等に必要な資金を別途調達することが可能になると見込んでおります。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	株式会社SPCカップ
本店の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 野尻 公平
資本金	50百万円
事業の内容	純粋持株会社(回転寿司事業及びベンダー事業を運営する会社の株式の保有)
主たる出資者及び出資比率	株式会社コロワイド(以下「コロワイド」といいます。) 100%

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

##### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当該事項はありません。
人事関係	当該事項はありません。
資金関係	当該事項はありません。
技術関係	当該事項はありません。
取引関係	当該事項はありません。

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

##### c 割当予定先の選定理由

当社は昭和54年に回転寿司店「かっぱ寿司」の第1号店をオープンして以来、安全・安心で品質が高く、感動を呼ぶ商品とサービスを適正な価格で提供する回転寿司を目指し、順調に店舗数を拡大してまいりました。現在では、回転寿司事業として日本全国及び韓国において合計340以上の回転寿司店を展開するとともに、ベンダー事業としてコンビニエンスストア向けの寿司や調理パンの製造、販売等を行っております。

しかしながら、昨今の外食業界をとりまく状況としては、緩やかな景気回復に伴い、消費者の志向が高価格帯商品にシフトする傾向にあるなかで、ベンダー事業は堅調に推移しているものの、回転寿司事業は、同業他社との競争環境が年々厳しくなることによって客離れの傾向が顕著になっており、平成26年2月期においては自己資本比率も前年度37.8%から32.8%まで低下し、当社の財務の健全性は悪化してまいりました。

かかる状況のもと、当社は、昨年より株式会社神明ホールディング(以下「神明」といいます。)及び元気寿司株式会社との業務提携を通じて、寿司ネタや米の品質向上、仕入の集約等のオペレーションの見直しを行っていることにより、顧客アンケート等における評価の向上等、一定の成果が現れつつあるものの、直近の当社の業績等を踏まえると必ずしも十分ではなく、当社の将来的な成長のためには、既存店舗の設備増強や新規出店等の事業基盤の強化等を通じた収益力の強化が必要であると認識しております。また、当社の銀行に対する有利子負債の返済が必要となった場合に備えるとともに、有利子負債を減らして将来の成長の土台となる財務基盤を改善することが不可欠であると認識しております。

当社としては、上記のような当社を取り巻く事業環境及び当社の経営・財務状況を踏まえ、当社は、将来の成長に向けた事業基盤の強化等を通じた収益力の強化及び財務基盤の改善の必要があると考え、それらに要する資金調達及び新たな提携関係構築も視野に入れた収益力の強化のための施策が必要であると認識しておりましたところ、外食産業において居酒屋をはじめ、回転寿司、焼肉、しゃぶしゃぶ、ステーキ専門店、カジュアルイタリアン等の多様な業態の店舗を展開し、広範な事業ネットワークとの中で培った店舗物件の開発能力、商材の仕入れ能力、多様な業種店舗の運営手法等の経営ノウハウを有するコロワイドの連結子会社となり、安定的かつ強固な関係を構築することが、当社の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能にするとともに、当社の収益力の強化にも資するものであり、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断し、平成26年8月に、コロワイドより連結子会社化に係る一連の取引の検討に関する提案を受けたことをきっかけに、コロワイドとの協議を進めてまいりました。

その結果、コロワイドの100%子会社であるSPCカップが、当社の総議決権の過半数を取得して当社をコロワイドの連結子会社とすることを目的に、本公開買付けを行い、当社は本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、あわせて本公開買付けの買付者であるSPCカップを割当先とする本第三者割当増資を、上記のような事業基盤の強化及び財務基盤の改善のための資金の必要性を満たすためにも、実施することとなりました。

## d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 15,161,200株

## e 株券等の保有方針

当社は、SPCカップが当社株式を長期に保有する意向であることをコロナから当社に宛てた平成26年10月14日付の書面にて確認しております。なお、当社は、SPCカップより、払込期日から2年間において、SPCカップが取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領しています。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるSPCカップの資金等の状況については、コロナの100%子会社であり、コロナからの100億円程度の融資及び200億円を限度とする普通株式による出資を受けることで本公開買付けに要する資金及び本第三者割当増資に係る払込みに必要な資金(合計で最大297億2,253万6,552円)を調達する旨の説明をコロナから当社に宛てた平成26年10月14日付の書面にて確認しております。また、当社は、コロナに上記融資及び出資のための資金力があることの裏付けとして、コロナが株式会社みずほ銀行から取得した、300億円を限度として融資を行う用意がある旨の平成26年10月22日付融資証明書を確認しております。以上より、SPCカップが本第三者割当増資の払込みに要する資金を払込期日において確保できることが確認できたため、本第三者割当増資に対する払込みについての確実性に問題はないものと判断しております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先であるSPCカップは、東京証券取引所市場第一部に上場しているコロナの100%子会社であり、その役員も全てコロナの役職員が兼務していることに鑑み、同社が東京証券取引所へ提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及び割当予定先の役員及び総議決権を有する株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

払込金額につきましては、コロナとの協議により、本公開買付けにおける買付価格と同額の1,048円といたしました。当該払込金額は、本第三者割当増資に係る平成26年10月27日開催の当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,107円に対し5.33%のディスカウント、上記当社取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の単純平均値1,109円に対し5.50%のディスカウント、同3ヶ月間の終値の単純平均値1,100円に対し4.73%のディスカウント、同6ヶ月間の終値の単純平均値1,060円に対し1.12%のディスカウントとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）（以下「日証協指針」といいます。）においては、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であることと規定されているところ、本第三者割当増資における払込金額である1,048円は日証協指針に準拠しているとともに、本取引に関する憶測記事が各社新聞に掲載された平成26年10月2日前後の株価（平成26年10月1日の終値1,064円、同月2日の終値1,141円）や売買高の状況（平成26年10月1日の売買高6万3,100株、同月2日の売買高139万3,900株）等に照らしても当該払込金額は妥当であると認められることから、特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当増資は本公開買付けに関連して行われるものであるところ、上記当社取締役会に関して、当社代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏は、所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成26年10月27日付で締結している神明の業務執行に係る取締役又は従業員を兼務しており、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同様です。）第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、コロナグループとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記当社取締役会の審議及び決議を含む本取引に関する検討には参加しておりません。他方、当社取締役のうち、取締役法務人尚史氏、及び取締役須藤恭成氏は、神明の社外取締役を兼務しておりますが、神明の業務執行に係る取締役ではありませんので、コロナグループとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしており、また、上記当社取締役会の審議及び決議を含む本取引に関する検討に参加しております。

なお、平成26年10月27日開催の当社取締役会に出席した監査役3名（いずれも社外監査役）が、上記算定根拠による払込金額の決定は、日証協指針に準拠しているとともに、本公開買付け及び本第三者割当増資に関する憶測記事が各社新聞に掲載された平成26年10月2日前後の株価や売買高の状況等に照らしても当該払込金額は妥当であり、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

割当先であるSPCカッパは、本公開買付けが完了した後、払込期日に、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後のSPCカッパの当社に対する完全希薄化ベースの持株割合を50.50%とするために必要な数の株式（但し、100株単位未満を切上げた数）について払込みを行う予定です。本第三者割当増資による発行新株式数は、最多で15,161,200株であり、同株式に係る議決権の数は151,612個です。また、当社発行済株式総数は普通株式46,637,300株、同株式に係る議決権の数は408,015個であることから、当社が本第三者割当増資により最多で発行する株式の数15,161,200株は上記発行済株式総数の32.51%、本第三者割当増資により増加する議決権数151,612個は上記総議決権数の37.16%です。よって、既存株主の株式について、最大で、発行済株式総数ベースで32.51%、議決権数ベースで37.16%の希薄化が生じることになります。なお、本第三者割当増資による発行新株式数が最少になる場合（5,835,700株）には、発行済株式総数ベースで12.51%、議決権数ベースで14.30%の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達、当社の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能とするものであり、また、本第三者割当増資を通じてコロナの連結子会社となることは、当社の収益力を強化し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれるとともに、本第三者割当増資による株式発行の規模は、SPCカッパの当社に対する完全希薄化ベースの持株割合が50.50%となることを限度とするものであり、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものです。よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じたコロナの連結子会社となることによって、中長期的には、上記持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

従いまして、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

上記のとおり、割当先であるSPCカップから、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後のSPCカップの当社に対する完全希薄化ベースの持株割合を50.50%とするために必要な数の株式（但し、100株単位未満を切上げた数）について払込みがなされることになっております。

このため、本第三者割当増資後において、SPCカップは、当社の支配株主となる予定であることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
SPCカップ	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号	1	0.00	28,361,200	50.68
神明	兵庫県神戸市中央区堺町通6丁目1-21	13,199,999	32.36	0	0.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,072,100	2.63	1,072,100	1.92
株式会社極洋	東京都港区赤坂3丁目3-5	800,000	1.96	800,000	1.43
株式会社三井住友銀行（信託口）	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	722,300	1.77	722,300	1.29
カップ・クリエイトホールディングス従業員持株会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10-16	523,300	1.28	523,300	0.94
資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口）	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア アオフィスタワーZ棟	398,600	0.98	398,600	0.71
みずほ信託銀行株式会社 退職 給付信託 みずほ銀行口 再信 託受託者 資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア アオフィスタワーZ棟	383,600	0.94	383,600	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8-11	307,700	0.75	307,700	0.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	東京都中央区晴海1丁目8-11	304,700	0.75	304,700	0.54
計	-	17,712,300	43.42	32,873,500	58.75

（注）1 当社が所有する自己株式は、上表大株主から除外しております。

2 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、公開買付者及び神明を除き、平成26年8月31日時点での株主名簿を基に作成したものであります。

3 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本第三者割当増資による変動を反映しております。なお、本公開買付けの結果により、本第三者割当増資における払込み株式数が変動する可能性があります。また、「割当後の所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、募集株式の全部について払込みがあったものとして計算しております。また、神明は、本応募契約を締結し、神明が所有する当社株式の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしていることから、本公開買付けにより、神明の所有株式の全てがSPCカップに移動するものと仮定し、他の株主は、本公開買付けにより、その所有株式がSPCカップに移動しないものと仮定しております。なお、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限（17,816,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により決済がなされることから、神明の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については変動する可能性があります。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。



## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社が資金調達を必要とする理由の1つは、上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、財務基盤の改善であるところ、当社は、金融機関等からの借入れ等の負債による資金調達では有利子負債の圧縮による財務基盤の改善を図ることはできないと判断しております。

また、当社は、本第三者割当増資を通じてコロナウイドの連結子会社となり、コロナウイド及びSPCカップを含むその子会社23社(以下「コロナウイドグループ」といいます。)の一員となることで、( )コロナウイドの連結子会社が担うマーチャンダイジング機能を共同で活用することによる、(a)購買・加工・配送などの効率性の向上、(b)食材品質の向上、(c)コスト削減等のメリットの享受、( )セルフ・オーダーシステムの開発・調達をコロナウイドグループに集約することによる効率的かつ低コストでのセルフ・オーダーシステムの導入、( )コロナウイドが全国5箇所にあるセントラルキッチンや当社が有する5箇所の食品加工工場の相互活用による効率化、( )主に郊外型、ロードサイド型店舗の出店にあたっての物件情報の相互活用による店舗開発ノウハウの共有等により収益力の強化を図ることができると見込まれるため、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリング等ではなく、コロナウイドの100%子会社であるSPCカップに対する第三者割当増資の方法によることが、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると認識しております。

従いまして、当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の向上という観点から、財務基盤の改善及び収益力の強化を図ることができる資金調達手段として第三者割当増資が合理的であると判断いたしました。

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資後における、SPCカップの当社に対する完全希薄化ベースの持株割合は50.50%となり、同社は当社の支配株主となる予定です。また、本第三者割当増資による発行新株式数は、最多で15,161,200株であり、同株式に係る議決権の数は151,612個です。また、当社発行済株式総数は普通株式46,637,300株、同株式に係る議決権の数は408,015個であることから、当社が本第三者割当増資により最多で発行する株式の数15,161,200株は上記発行済株式総数の32.51%、本第三者割当増資により増加する議決権数151,612個は上記総議決権数の37.16%です。よって、既存株主の株式について、最大で、発行済株式総数ベースで32.51%、議決権数ベースで37.16%の希薄化が生じることになります。なお、本第三者割当増資による発行新株式数が最少になる場合(5,835,700株)には、発行済株式総数ベースで12.51%、議決権数ベースで14.30%の希薄化が生じることになります。

しかしながら、上記「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達は、当社の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能とするものであり、また、本第三者割当増資を通じてコロナウイドの連結子会社となることは、当社の収益力を強化し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれるとともに、本第三者割当増資による株式発行の規模は、SPCカップの当社に対する完全希薄化ベースの持株割合が50.50%となることを限度とするものであり、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものです。

よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じたコロナウイドの連結子会社となることによって、中長期的には、上記持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながると考えております。

なお、本第三者割当増資は本公開買付けに関連して行われるものであるところ、当社代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏は、本応募契約を締結している神明の業務執行に係る取締役又は従業員を兼務しており、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、コロナウイドグループとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、当社取締役会の審議及び決議を含む本件取引の検討には参加しておりません。他方、当社取締役のうち、取締役法人尚史氏、及び取締役須藤恭成氏は、神明の社外取締役を兼務しておりますが、神明の業務執行に係る取締役ではありませんので、コロナウイドグループとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、当社取締役会の審議及び決議を含む本取引に関する検討に参加しております。

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の経営者及び割当予定先から一定程度独立した者として、当社社外監査役(常勤)である山口高司氏並びに当社社外監査役である金森浩之氏及び高木勇三氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長:山口高司氏、以下「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が本第三者委員会から平成26年10月24日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

(ア)意見

本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められると史料する。

(イ)意見の理由

資金調達を行う必要性について

当社は、将来の成長に向けた事業基盤の強化等を通じた収益力の強化及び財務基盤の改善の必要があり、そのために、既存店舗の設備増強、新規出店のための投資及び有利子負債の返済を行う必要がある一方で、当社に十分な手元資金がないと認識しているところ、これらについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、当社には資金調達の必要性が認められると史料する。

手段の相当性について

)他の資金調達手段との比較

当社は、他の資金調達手段との比較検討を行い、資金調達の目的の達成や収益力の強化という経営課題への対応という観点から合理的な資金調達手段として第三者割当増資を選択していることが認められ、これについては、不合理な点はないと評価できる。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、資金調達手段として第三者割当増資を選択することには合理性が認められると史料する。

)割当先の選定理由について

当社は、本第三者割当増資を通じてコロナウィドの連結子会社となること、当社の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能にするとともに、当社の収益力の強化にも資することが見込まれると認識しているが、これについて、不合理な点はないと評価できる。よって、当社が、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上という観点から、本第三者割当増資の割当先をS P Cカップとする点についても、不合理な点はないと評価できる。また、当社は、( ) S P Cカップが当社の株式を長期に保有する意向であること、( )本第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題はないこと、( ) S P Cカップ並びにその役員及び総議決権を有する株主が特定団体等ではなく、また、特定団体等とは一切関係していないことを確認している。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、S P Cカップを本第三者割当増資の割当先に選定することには合理性が認められると史料する。

)小括

以上により、本第三者割当増資という手段には相当性が認められると史料する。

発行条件の相当性について

)発行価額について

当社は、本第三者割当増資における発行価額である1,048円は、日証協指針に準拠していることを確認するとともに、本公開買付け及び本第三者割当増資に関する憶測記事が各社新聞に掲載された平成26年10月2日前後の株価や売買高の状況等を踏まえて、「特に有利な金額」(会社法第199条第3項)には該当しないと認識しているが、これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資における発行価額には相当性が認められると史料する。

)希薄化について

当社は、本第三者割当増資により既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じるものの、本第三者割当増資による資金調達・株式発行の規模は、その目的に照らして必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じてコロナウィドの連結子会社となることによって、中長期的には、持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながると認識しており、これについて、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められないため、不合理な点はないと評価できる。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の規模については合理性が認められると史料する。

）小括

以上により、本第三者割当増資の発行条件には相当性が認められると史料する。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られており、平成26年10月27日開催の当社取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、本第三者割当増資は合理的であると判断いたしました。なお、上記のとおり、当社代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏は、上記当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)平成26年5月30日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第1四半期(自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)平成26年7月15日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第2四半期(自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日)平成26年10月15日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年10月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月30日に関東財務局長に提出しております。

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年10月27日)までの間において、追加すべき事項は生じておりません。なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成26年10月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

カップ・クリエイトホールディングス株式会社  
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。